

次世代へ光り輝く「教育立県ちば」を推進する懇話会設置要綱

(目 的)

第1条 第3期教育振興基本計画策定に向けて、教育に関する課題等を整理するため、幅広い視点から意見交換を行う「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』を推進する懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

なお、懇話会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(構 成)

第2条 懇話会は、学識経験のある委員により組織する。

2 懇話会に、特別の事項を協議するため、当該特別の事項に関し学識経験のある特別委員を置く。

3 懇話会は、本県の学校教育や社会教育の現場において豊富な経験を有し、実情を熟知している有識者等に出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(招 集)

第3条 懇話会は千葉県教育委員会教育長が召集する。

(座長等)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員が互選する。

3 座長は、懇話会の進行を行う。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を行う。

(公 開)

第5条 懇話会は、公開して行う。ただし、公開することにより、当該懇話会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合で懇話会において公開しないことと決定したときは、この限りでない。

(庶 務)

第6条 懇話会の庶務は千葉県教育庁企画管理部教育政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育委員会において別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成30年5月23日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

次世代へ光り輝く「教育立県ちば」を推進する懇話会傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 懇話会の傍聴を希望される方は、原則として会議開始予定時刻までに、会場受付で傍聴券を受け取り、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、傍聴席が満員となった場合には、受付を終了します。
- (3) 懇話会が非公開として決定した議事は傍聴することが出来ませんので、傍聴者は事務局の指示に従い退席願います。

2 懇話会を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 懇話会の開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、懇話会の座長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、懇話会の支障となる行為をしないこと。

3 懇話会の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、懇話会を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が懇話会を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。